

加須市インターンシップの実施に関する要綱

(平成22年3月23日市長職務執行者決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、加須市（以下「市」という。）が実施する学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関し必要な事項を定めることにより、学生に就業体験の場を提供し、もって学校における教育機能の強化及びチャレンジ精神を持った人材の育成並びに市政に対する理解を深めることを目的とする。

(実習対象者)

第2条 インターンシップにより市において実習を行う対象者は、次に掲げる全ての基準に該当すると認められる者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校（以下「学校」という。）に在籍する学生（以下「学生」という。）で、本人又はその保護者等が加須市に住所を有する者（加須市内に設置された学校の学生で加須市に住所を有しない者を含む。）とする。ただし、市長が認めるときはこの限りでない。
- (2) 実習の成果を今後の教育研究活動に反映できる能力及び資質を有する者
- (3) 服務規律を遵守することが確実であると判断された者

(報酬等)

第3条 市は、インターンシップにより市において実習を行う学生（以下「インターンシップ生」という。）に対して、報酬・賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

(実習期間及び実習時間)

第4条 インターンシップの実習期間は、原則として1月以内とし、学校の代表者と市長が協議の上決定する。

- 2 実習時間は、原則として実習を行う所属の職員の正規の勤務時間内とする。ただし、市長が必要と認める場合には、実習時間を変更することができる。

(服務)

第5条 インターンシップ生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

2 インターンシップ生は、実習時間中、職員が遵守すべき法令、条例等並びに実習を行う所属の長及びインターンシップ生の指導、監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指導、監督等に従わなければならない。

3 インターンシップ生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

4 インターンシップ生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に市長の承認を得なければならない。

5 インターンシップ生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができないときは、あらかじめ実習担当者にその旨を連絡しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりあらかじめ連絡することができないときは、事後速やかにその旨を連絡しなければならない。

(誓約)

第6条 インターンシップ生は、事前に誓約書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 学生が在籍する学校の代表者は、この誓約の遵守について指導徹底するものとする。

(インターンシップ生の受入依頼及び決定)

第7条 インターンシップにより在籍する学生を実習させようとする学校の代表者は、インターンシップ生受入協議書（様式第2号。以下「協議書」という。）に、インターンシップ生実習希望調書（様式第3号）を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の協議書の提出を受けたときは、速やかに受入の可否を決定し、インターンシップ生受入決定通知書（様式第4号）により学校の代表者に通知するものとする。

3 市長は、受入の可否を決定するに当たり必要があるときは、インターンシ

ップ生に関する情報を当該学生が在籍する学校の代表者に請求することができるものとする。

- 4 第2項の規定により受け入れることと決定した場合は、市長と学校の代表者で覚書（様式第5号）を締結するものとする。

（実習担当者、実習プログラム及び受入所属の役割）

第8条 インターンシップ生が実習を行う所属の長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、当該所属内において職員の中から、実習担当者を指名するものとする。

- 2 実習担当者は、実習の内容、期間等を定めた実習プログラムを定めるものとする。

- 3 実習担当者は、学生が在籍する学校の代表者から実習結果等についての報告を求められたときは、これを作成し、学生が在籍する学校の代表者に提出するものとする。

（実習の中止）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

- (1) インターンシップ生が第5条に規定する服務義務に従わない場合その他実習を継続することが困難であると認められる場合
- (2) 実習を継続することにより業務に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
- (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められる場合

- 2 市長は、前項の規定により実習を中止する場合は、その旨を当該学生が在籍する学校の代表者に通知するものとする。

（インターンシップ生の受入に係る担当課）

第10条 インターンシップ生受入に係る学校との諸手続き及び受入部署との調整等は総務部職員課（以下「職員課」という。）で行う。

- 2 受入部署の調整ができたときは、第2条各号に掲げる基準に該当するかどうかを判断するため、必要に応じ、職員課及び受入部署で、実習を希望する

学生との面接を行うことができる。

(事故責任等)

第11条 学生が在籍する学校の代表者及びインターンシップ生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 学生が在籍する学校の代表者及びインターンシップ生は、インターンシップ生が故意又は過失をもって第5条第1項から第4項までの規定に反する行為により、市又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。